



愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年6月30日火曜日 第2685号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則.....（子育て支援課）... 671

告 示

自衛官候補生の募集.....（総務管理課）... 672

自衛官候補生の採用試験.....（ " ）... 672

医療機関の指定.....（保健福祉課）... 672

指定医療機関の変更.....（ " ）... 672

指定医療機関の休止の届出.....（ " ）... 672

指定医療機関の廃止の届出.....（ " ）... 672

介護機関（居宅介護事業者）の指定.....（ " ）... 672

介護機関（介護予防事業者）の指定.....（ " ）... 673

指定介護機関（居宅介護事業者）の変更.....（ " ）... 673

指定介護機関（特定福祉用具販売事業者）の変更.....（ " ）... 673

指定介護機関（介護予防事業者）の変更.....（ " ）... 674

指定介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の変更.....（ " ）... 674

指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出.....（ " ）... 674

指定介護機関（介護予防事業者）の廃止の届出.....（ " ）... 674

救急病院の協力申出.....（医療対策課）... 675

林業用種苗生産事業者の変更登録.....（森林整備課）... 675

愛媛県土地利用基本計画の変更の要旨の公表.....（都市計画課）... 675

土地改良事業の計画の変更の認可.....（中予地方局農村整備第一課）... 675

監査委員告示

包括外部監査人の監査の事務を補助する者等の告示.....（監査事務局）... 675

選挙管理委員会告示

政治資金規正法に基づく文書の公開に関する規程の一部改正.....（選挙管理委員会）... 675

規 則

○愛媛県規則第34号

愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年6月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 （経過措置）	附 則 （経過措置）
3 乳児4人以上を入所させる保育所に係る第12条の規定の適用については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、 <u>看護師又は准看護師</u> を、1人に限って、保育士とみなすことができる。	3 乳児4人以上を入所させる保育所に係る第12条の規定の適用については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は <u>看護師</u> を、1人に限って、保育士とみなすことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第853号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候

補生の募集期間を次のとおり告示する。

平成27年 6 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 男子（平成27年度 8・9月採用分）

平成27年 7 月10日（金）から

7 月15日（水）まで

○愛媛県告示第854号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

平成27年 6 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

試 験 期 日	試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称	担 当 区 域
（男子） 平成27年 7 月18日（土）	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第855号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成27年 6 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指 定 年 月 日
あおば薬局	今治市立花町三丁目 7 番30号	平成27年 6 月 1 日

○愛媛県告示第857号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように休止した旨の届出があった。

平成27年 6 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	休 止 年 月 日
藤田整形外科	宇和島市鶴島町 3 - 8	平成27年 6 月 1 日

○愛媛県告示第856号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関の名称が、次のように変更された。

平成27年 6 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	変 更 年 月 日
（変更後） 鈴木整形外科	宇和島市吉田町北小路甲96番地 2	平成27年 6 月 1 日
（変更前） 鈴木外科		

○愛媛県告示第858号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成27年 6 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃 止 年 月 日
相馬医院	四国中央市土居町土居252番地	平成27年 3 月31日
久保田歯科医院	宇和島市中央町 1 - 3 - 4	平成27年 5 月 4 日

○愛媛県告示第859号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成27年 6 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

介 護 機 関（居 宅 介 護 事 業 者）の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 を 行 う 事 業 所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
株式会社東予薬局	新居浜市高田 1 - 1 - 62	株式会社東予薬局	新居浜市高田 1 - 1 - 62	平成27年 4 月27日

株式会社東予薬局	新居浜市高田 1 - 1 - 62	株式会社東予薬局中須賀店	新居浜市中須賀町一丁目 6 番 11号	平成27年 4 月27日
株式会社田中コミュニティプラザ	西条市大町1087番地 6	デイサービスセンターわが家	西条市黒瀬乙820番地 7	平成27年 5 月20日
株式会社 F E S R E C	松山市姫原 3 - 7 - 46 - 1009	ぼかぼか薬局新居浜店	新居浜市一宮町一丁目 12 - 56	平成27年 5 月28日

○愛媛県告示第860号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成27年 6 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社東予薬局	新居浜市高田 1 - 1 - 62	株式会社東予薬局	新居浜市高田 1 - 1 - 62	平成27年 4 月27日
株式会社東予薬局	新居浜市高田 1 - 1 - 62	株式会社東予薬局中須賀店	新居浜市中須賀町一丁目 6 番 11号	平成27年 4 月27日
株式会社田中コミュニティプラザ	西条市大町1087番地 6	デイサービスセンターわが家	西条市黒瀬乙820番地 7	平成27年 5 月20日
株式会社 F E S R E C	松山市姫原 3 - 7 - 46 - 1009	ぼかぼか薬局新居浜店	新居浜市一宮町一丁目 12 - 56	平成27年 5 月28日

○愛媛県告示第861号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成27年 6 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社アサノ設備	八幡浜市保内町須川209番地 3	有限会社アサノ設備ケアサポートがいな	（変更後） 八幡浜市保内町須川2503番地 8	平成27年 5 月 6 日
			（変更前） 八幡浜市保内町須川209番地 3	

○愛媛県告示第862号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（特定福祉用具販売事業者）の特定福祉用具販売事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成27年 6 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（特定福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社アサノ設備	八幡浜市保内町須川209番地 3	有限会社アサノ設備ケアサポートがいな	（変更後） 八幡浜市保内町須川2503番地 8	平成27年 5 月 6 日
			（変更前） 八幡浜市保内町須川209番地 3	

○愛媛県告示第863号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成27年 6 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社アサノ設備	八幡浜市保内町須川209番地3	有限会社アサノ設備ケアサポートがいな	(変更後) 八幡浜市保内町須川2503番地8	平成27年 5 月 6 日
			(変更前) 八幡浜市保内町須川209番地3	

○愛媛県告示第864号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の特定介護予防福祉用具販売事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成27年 6 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社アサノ設備	八幡浜市保内町須川209番地3	有限会社アサノ設備ケアサポートがいな	(変更後) 八幡浜市保内町須川2503番地8	平成27年 5 月 6 日
			(変更前) 八幡浜市保内町須川209番地3	

○愛媛県告示第865号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成27年 6 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
医療法人青峰会	八幡浜市五反田1番耕地1046番地1	デイサービスセンターアクティブ大洲	大洲市中村853番地1	平成27年 5 月31日

○愛媛県告示第866号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成27年 6 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
医療法人青峰会	八幡浜市五反田1番耕地1046番地1	デイサービスセンターアクティブ大洲	大洲市中村853番地1	平成27年 5 月31日

○愛媛県告示第867号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成27年 6 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
宇和島市立津島病院	宇和島市津島町高田丙15番地	宇和島市	平成30年6月27日まで

○愛媛県告示第868号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第1項の規定に基づき、次のように生産事業者の登録変更の届出があった。

平成27年 6 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更に係る事項

生産事業者

住友林業株式会社山林部新居浜山林事務所に係る次の事項

生産事業者の氏名又は名称

事業所の名称

2 変更の内容

生産事業者の氏名又は名称

変更前 住友林業株式会社山林部新居浜山林事務所

変更後 住友林業株式会社資源環境本部山林部新居浜山林

事業所

事業所の名称

変更前 住友林業株式会社山林部新居浜山林事務所

変更後 住友林業株式会社資源環境本部山林部新居浜山林

事業所

○愛媛県告示第869号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定に基づき、平成14年5月31日改定した愛媛県土地利用基本計画の一部を

次のように変更した。

変更後の土地利用基本計画図は、愛媛県庁、各市役所及び各町役場において一般の縦覧に供する。

平成27年 6 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

別添土地利用基本計画図の一部を次のように改める。

（図面省略）

○愛媛県告示第870号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、松山市朝生田町土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を平成27年6月19日認可した。

平成27年 6 月30日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

監査委員告示

○愛媛県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定による協議が調ったので、同条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成27年 6 月30日

愛媛県監査委員 佐 伯 満 孝

同 徳 永 繁 樹

同 山之内 芳 夫

同 渡 部 浩

包括外部監査人大西聰一の 監査の事務を補助する者		監査の事務を 補助できる期間
氏 名	住 所	
勝 丸 充 啓	東京都中央区湊一丁目10番6-702号	平成27年6月30日から平成28年3月31日まで
武 田 真由美	香川県高松市木太町2394番地4 フィネスリバージュ202	平成27年6月30日から平成28年3月31日まで

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第57号

政治資金規正法に基づく文書の公開に関する規程（平成8年9月愛媛県選挙管理委員会告示第25号）の一部を次のように改正し、平成27年7月1日から施行する。

平成27年 6 月30日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前									
<p>（書面の様式）</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる書面の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>1～5 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 政治資金規正法施行規則（昭和50年自治省令第</td> <td>少額領収書等の写しの更<u>に開示</u>を受ける旨の申出書（様式第6</td> </tr> </table>		1～5 省略		6 政治資金規正法施行規則（昭和50年自治省令第	少額領収書等の写しの更 <u>に開示</u> を受ける旨の申出書（様式第6	<p>（書面の様式）</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる書面の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>1～5 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 政治資金規正法施行規則（昭和50年自治省令第</td> <td>少額領収書等の写しの更なる開示申出書（様式第6</td> </tr> </table>		1～5 省略		6 政治資金規正法施行規則（昭和50年自治省令第	少額領収書等の写しの更なる開示申出書（様式第6
1～5 省略											
6 政治資金規正法施行規則（昭和50年自治省令第	少額領収書等の写しの更 <u>に開示</u> を受ける旨の申出書（様式第6										
1～5 省略											
6 政治資金規正法施行規則（昭和50年自治省令第	少額領収書等の写しの更なる開示申出書（様式第6										

17号)第23条 第 号)	1項の書面
7-8 省略	

(写しの交付請求等)

第7条 収支報告閲覧対象文書の写しの交付の請求

(以下「交付請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した収支報告閲覧対象文書写しの交付請求書(様式第13号。以下「交付請求書」という。)でなければ ならない。

- (1) 交付請求をする者(以下「交付請求者」という。)の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- (2) 交付 請求に係る政治団体の名称及び 収支報告閲覧対象文書に係る収入又は支出がされた年
- (3) 交付請求者が求める収支報告閲覧対象文書の写しの交付の方法(複数の実施の方法を求める場合にあってはその旨及び当該複数の実施の方法又は写しの交付の請求に係る収支報告閲覧対象文書の部分ごとに異なる写しの交付の方法を求める場合にあってはその旨及び当該部分ごとの写しの交付の方法)
- (4) 収支報告閲覧対象文書の写しの送付を求める場合にあっては、その旨

2 委員会は、交付請求書に形式上の不備があると認めるときは、交付請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、委員会は、交付請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

(写しの交付)

第8条 委員会は、交付請求 を受けたときは、当該交付請求のあった日から30日以内に、当該請求に係る収支報告閲覧対象文書の写しを交付するものとする。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、委員会は、交付請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を収支報告閲覧対象文書写しの交付期間延長通知書(様式第14号)により通知しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、委員会は、交付請求に係る収支報告閲覧対象文書の写しが著しく大量であるため、当該交付請求があった日から起算して60日以内にその全てについて法第20条の2第2項の規定による交付をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、当該交付請求に係る収支報告閲覧対象文書の写しのうち相当の部分につき当該期間内に当該交付 をし、残りの収支報告閲覧対象文書の写しについては相当の期間内に当該交付 をすれば足りる。この場合において、委員会は、第1項に規定する期間内に、交付請求者に対し、次に掲げる事項を収支報告閲覧対象文書写しの交付期間特例延長通知書(様式第15号)により通知しなければならない。

- (1) この項の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの収支報告閲覧対象文書について当該交付 をする期限

様式第2号(第2条、様式第9号関係) 少額領収書等の写しの提出期間延長申出書

その1

17号)第14条の2の9 第 号)	1項の書面
7-8 省略	

(写しの交付請求等)

第7条 収支報告閲覧対象文書の写しの交付を請求しようとする者

(以下「請求者」という。)は、次に掲げる事項を記載した収支報告閲覧対象文書写しの交付請求書(様式第13号。以下「交付請求書」という。)を委員会に提出しなければならない。

- (1) 請求者 の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- (2) 写しの交付の請求に係る政治団体の名称並びに収支報告閲覧対象文書に係る収入又は支出がされた年
- (3) 求める 写しの交付の方法(複数の実施の方法を求める場合にあってはその旨及び当該複数の実施の方法又は写しの交付の請求に係る収支報告閲覧対象文書の部分ごとに異なる写しの交付の方法を求める場合にあってはその旨及び当該部分ごとの写しの交付の方法)
- (4) 写しの送付の方法による収支報告閲覧対象文書の写しの交付を求める場合にあっては、その旨

2 委員会は、交付請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、委員会は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

(写しの交付)

第8条 委員会は、収支報告閲覧対象文書の写しの交付の請求を受けたときは、当該請求のあった日から30日以内に、当該請求に係る収支報告閲覧対象文書の写しを交付するものとする。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、委員会は、請求者 に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を収支報告閲覧対象文書写しの交付期間延長通知書(様式第14号)により通知しなければならない。

3 写しの交付の請求 に係る収支報告閲覧対象文書 が著しく大量であるため、当該請求 があった日から起算して60日以内にそのすべてについて第1項

の規定による交付をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、委員会は、当該請求 に係る収支報告閲覧対象文書 うちの相当の部分につき当該期間内に第1項の規定による交付をし、残りの収支報告閲覧対象文書 については相当の期間内に同項の規定による交付をすれば足りる。この場合において、委員会は、同項に規定する期間内に、請求者 に対し、次に掲げる事項を収支報告閲覧対象文書写しの交付期間特例延長通知書(様式第15号)により通知しなければならない。

- (1) この項 を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの収支報告閲覧対象文書について第1項の規定による交付をする期限

様式第2号(第2条、様式第9号関係) 少額領収書等の写しの提出期間延長申出書

その1

省略

延長を
求める
理由

(1) 政治資金規正法施行規則（昭和50年自治省令第17号）第19条
第1項第1号に該当
（国会議員関係政治団体の代表者又は国会議員関係政治団体が
推薦し若しくは支持する公職の候補者に係る選挙の期間中であ
るため）
ア 公職の候補者の氏名
イ 選挙の種類
衆議院議員総選挙 参議院議員通常選挙
その他の選挙（ ）

(2) 政治資金規正法施行規則第19条 第1項第2号に該当
（期間を延長することにつき正当な事由があるため）
ア 期間を延長しなければならない正当な事由

省略

その2 省略

様式第4号（第2条関係） 少額領収書等の写しの開示決定通知書
その1

省略

	(1) 開示の実施の方法	手数料の計算方法	金額（円）
求めること ができる開 示の実施の 方法並びに開示 の実施に係る 手数料の額及 び送付に要す る費用	ア 閲覧	無料	
	イ 紙	10円× 枚	
	ウ F D	30円+10円× 枚	
	エ C D R	60円+10円× 枚	
	オ D V D R	70円+10円× 枚	
	計（ ）		
	(2) 送付に要する費用 （ ）		
	(3) 合計（ + ）		

省略

少額領収書等の写
しの送付を求める

場合におけ
る準備に要する日
数

省略

その2

省略

	(1) 開示の実施の方法	手数料の計算方法	金額（円）
求めること ができる開 示の実施の 方法並びに開示 の実施に係る 手数料の額及 び送付に要す る費用	ア 閲覧	無料	
	イ 紙	10円× 枚	
	ウ F D	30円+10円× 枚	
	エ C D R	60円+10円× 枚	
	オ D V D R	70円+10円× 枚	
	計（ ）		
	(2) 送付に要する費用 （ ）		
	(3) 合計（ + ）		

省略

省略

延長を
求める
理由

(1) 政治資金規正法施行規則（昭和50年自治省令第17号）第14条の
2の5第1項第1号に該当
（国会議員関係政治団体の代表者又は国会議員関係政治団体が
推薦し若しくは支持する公職の候補者に係る選挙の期間中であ
るため）
ア 公職の候補者の氏名
イ 選挙の種類
衆議院議員総選挙 参議院議員通常選挙
その他の選挙（ ）

(2) 政治資金規正法施行規則第14条の2の5第1項第2号に該当
（期間を延長することにつき正当な事由があるため）
ア 期間を延長しなければならない正当な事由

省略

その2 省略

様式第4号（第2条関係） 少額領収書等の写しの開示決定通知書
その1

省略

	(1) 開示の実施の方法	手数料の計算方法	金額（円）
開示決定に係 る少額領収書 等の写しにつ いて求めること ができる開 示の実施の 方法並びに開示 の実施に係る 手数料の額及 び送付に要す る費用	ア 閲覧	無料	
	イ 紙	10円× 枚	
	ウ F D	30円+10円× 枚	
	エ C D R	60円+10円× 枚	
	オ D V D R	70円+10円× 枚	
	計（ ）		
	(2) 送付に要する費用 （ ）		
	(3) 合計（ + ）		

省略

写
しの送付の方法に
よる少額領収書等
の写しの開示を実
施する場合におけ
る準備に要する日
数

省略

その2

省略

	(1) 開示の実施の方法	手数料の計算方法	金額（円）
開示決定に係 る少額領収書 等の写しにつ いて求めること ができる開 示の実施の 方法並びに開示 の実施に係る 手数料の額及 び送付に要す る費用	ア 閲覧	無料	
	イ 紙	10円× 枚	
	ウ F D	30円+10円× 枚	
	エ C D R	60円+10円× 枚	
	オ D V D R	70円+10円× 枚	
	計（ ）		
	(2) 送付に要する費用 （ ）		
	(3) 合計（ + ）		

省略

求める開示の実施の方法等	2・3 省略
	4 _____ 少額領収書等の写しの送付 _____ を求めるかどうか。 (1) 求めない。 (2) 求める。
省略	
開示の実施を希望する日 (写しの送付を求める場合を除く。)	_____ 年 月 日
省略	
記入上の注意 1 既に開示を受けた少額領収書等の写しについて、当該 _____ 開示の実施の方法と同一の方法による開示の実施の方法を求めることはできません。ただし、当該同一の方法を求めることにつき正当な理由があるときは、構いません。 2 _____ のある欄は、該当する _____ の中にし印を付けてください。 3 _____ 印の欄は、記入しないでください。	

求める開示の実施の方法等	2・3 省略
	4 写しの送付の方法による少額領収書等の写しの開示の実施を求めるかどうか。 (1) 求めない。 (2) 求める。
省略	
開示の実施を希望する日	_____ 年 月 日
省略	
記入上の注意 1 既に開示を受けた少額領収書等の写し（その一部につき開示を受けた場合にあっては、当該部分）につきとられた開示の実施の方法と同一の方法による開示の実施の方法を求めることはできません。ただし、当該同一の方法を求めることにつき正当な理由があるときは、構いません。 2 _____ のある欄は、該当する _____ の中にし印を付けてください。 3 _____ 印の欄は、記入しないでください。	

様式第13号（第7条関係） 収支報告閲覧対象文書写しの交付請求書

（表）

収支報告閲覧対象文書写しの交付請求書	
_____	年 月 日
愛媛県選挙管理委員会 様	
氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名） 交付請求者 _____	
住所又は居所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地） _____	
郵便番号 _____	
電話番号 _____	

交付 _____ 請求 する収支 報告閲覧 対象文書 の写し	年	政治団体の 名称	収支報告閲覧対象文書の 種類	枚数	実施方法
				収支報告書 監査意見書 政治資金監査報告書	
			収支報告書 監査意見書 政治資金監査報告書		

様式第13号（第7条関係） 収支報告閲覧対象文書写しの交付請求書

（表）

収支報告閲覧対象文書写しの交付請求書	
_____	年 月 日
愛媛県選挙管理委員会 様	
氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名） 請求者 _____	
住所又は居所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地） _____	
郵便番号 _____	
電話番号 _____	

写しの交 付を請求 する収支 報告閲覧 対象文書	年	政治団体の 名称	収支報告閲覧対象文書の 種類	枚数	実施方法
				収支報告書 監査意見書 政治資金監査報告書	
			収支報告書 監査意見書 政治資金監査報告書		

		収支報告書 監査意見書 政治資金監査報告書		
		計		

(裏)

<p>求める収支報告閲覧対象文書の写しの交付の方法</p>	<p>(1) 複写機により用紙に白黒で複写したものの交付 〔ア窓口での交付 イ郵送による交付〕</p> <p>(2) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をFDに複写したものの交付 〔ア窓口での交付 イ郵送による交付〕</p> <p>(3) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD Rに複写したものの交付 〔ア窓口での交付 イ郵送による交付〕</p> <p>(4) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をDVD Rに複写したものの交付 〔ア窓口での交付 イ郵送による交付〕</p> <p>(5) 政治団体ごとに異なる写しの交付の方法を希望 〔「実施方法」欄に希望する写しの交付の方法(1)~(4)及びア又はイ)を記入してください。〕</p>
省略	

		収支報告書 監査意見書 政治資金監査報告書		
		計		

(裏)

<p>求める写し _____の交付の方法</p>	<p>(1) 複写機により用紙に白黒で複写したものの交付 〔ア窓口での交付 イ郵送による交付〕</p> <p>(2) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をFDに複写したものの交付 〔ア窓口での交付 イ郵送による交付〕</p> <p>(3) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD Rに複写したものの交付 〔ア窓口での交付 イ郵送による交付〕</p> <p>(4) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をDVD Rに複写したものの交付 〔ア窓口での交付 イ郵送による交付〕</p> <p>(5) 政治団体ごとに異なる写しの交付の方法を希望 〔「実施方法」欄に希望する写しの交付の方法(1)~(4)及びア又はイ)を記入してください。〕</p>
省略	